

## 習志野市保育所等におけるICT化推進及び安全対策事業費補助金交付要領

令和6年8月27日

### (趣旨)

第1条 この要領は、保育所、幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業（以下「保育所等」という。）において業務のICT化を推進し、保育士の業務負担の軽減を図ること、及び利用児童にとっての保育環境の改善を図ることを目的として、予算の範囲内で補助金を交付することについて、習志野市補助金等交付規則（平成20年習志野市規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「保育所等」とは、以下の施設等であって、習志野市内に所在する施設をいう。

- ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
- ・ 認定こども園法第3条に規定する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園
- ・ 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

2 前項に規定するもののほか、この要領における用語の意義は、法及び認定こども園法の例による。

### (補助の対象事業)

第3条 補助の対象とする事業は、次の1項及び2項に該当する事業とする。

1 保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業（うち、保育施設等におけるICT導入状況等に関する調査研究事業を除く）（令和6年度補正予算分）実施要綱（令和7年2月13日こ成保第128号こども家庭庁成育局長通知別紙）の3の（1）及び（2）で定めるもの（以下「ICT化推進事業」という。）とする。

2 認可保育所等設置支援等事業における保育環境改善等事業要綱（令和7年4月11日こ成保第298号こども家庭庁成育局長通知別添）5の3の（2）の④安全対策事業で定めるもの（以下「安全対策事業」という。）。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、補助事業を行う保育所等とし、別表に定める。

(補助対象事業の内容等)

第5条 補助事業の内容は、次の1項及び2項とする。

#### 1 ICT化推進事業

(1) ICT化推進事業は、保育所等における業務のICT化を行うため、次の第1号AからDまでに掲げる機能を有するシステム(4つの機能のうち1つ以上の機能を有するものをいう。以下「システム」という。)及び第2号に掲げる機器を導入する事業とする。

① 保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入

- A 保育に係る計画・記録に関する機能
- B 園児の登園及び降園の管理に関する機能
- C 保護者との連絡に関する機能
- D キャッシュレス決済に関する機能

② 通訳や翻訳のための機器の購入

(2) システムの導入に当たっては、(1)第1号AからDまでに規定する機能のいずれかに加え、職員の勤務シフトの作成機能等、保育士の業務負担の軽減に資する他の機能を付与することができるものとする。

#### 2 安全対策事業

(1) 安全対策事業は、次の第1号から第3号に掲げる機器を購入する事業とする。

- ① 睡眠中の事故防止対策に必要な機器
- ② ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器
- ③ 性被害防止対策のための設備・備品の購入等

(補助の要件等)

第6条 補助金は、当該年度内にシステム及び機器の導入を完了し、かつ、支払いを完了する事業を対象として交付するものとする。

2 第5条第1項(1)の第1号に掲げるシステムの導入について、当該補助の交付は1施設1回とする。ただし、過去に当該補助を受けて第1号AからCのうち1つ以上の機能を有するシステムを導入した場合であっても、新たにDの機能を有するシステムを導入する場合は、当該システムを導入するために要する経費に限り補助する。

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付の対象となる経費は、次の1項及び2項とする。ただし、当該経費について、別の補助金又は交付金の交付を受けている場合は、補助対象経費としない。

1 ICT化推進事業

システム及び通訳や翻訳のための機器の導入のために必要な初期費用(インターネット環境の整備等を含む。)における備品購入費、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料(消費税及び地方消費税を含む。)

2 安全対策事業

(1) 睡眠中の事故防止対策に必要な機器等及びICTを活用した子どもの見守りに必要な機器等の購入費、リース料、導入費用。

(2) 性被害防止対策に係る設備等支援事業を実施するために必要な需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、備品購入費。

(補助額の算定方法)

第8条 この補助金の交付額は、前条に規定する補助対象経費のうちの実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額(差引額)と、別表に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じた額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

補助対象経費 - 寄附金その他収入額 = 差引額

(差引額 < 別表の補助基準額の場合)

差引額 × 3 / 4 = 補助額 (1,000円未満切り捨て)

(差引額 > 別表の補助基準額の場合)

補助基準額 × 3 / 4 = 補助額 (1,000円未満切り捨て)

(交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、習志野市保育所等におけるICT化推進及び安全対策事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、別表に掲げる書類を添えて、当該年度の末日までに、市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第10条 補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告を行ったことにより、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定し、仕入控除税額があるときは、市長の求めに応じ、その全額を納付すること。

2 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する市の会計年度終了後、5年間保管しておかなければならない。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、システム及び機器が導入され、当該費用の支払が完了したときは、習志野市保育所等におけるICT化推進及び安全対策事業費補助金実績報告書(様式第2号)に、別表に掲げる書類を添えて、補助金の交付決定があった年度の末日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が認めるものについては、第9条に定める交付の申請及び実績報告に係る添付書類に定める書類の提出をもって実績報告に代えることができる。

(交付の特例)

第12条 市長は、概算払により補助金を交付することができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この要領は、令和6年8月27日より施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、令和7年7月31日より施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表1 第4条（補助対象者）関係

1 ICT化推進事業

事業内容	補助対象者
① 保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入	保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業
② 通訳や翻訳のための機器の導入	保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業

2 安全対策事業

事業内容	補助対象者
① 睡眠中の事故防止対策に必要な機器	保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業
② ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業	保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業
③ 性被害防止対策のための設備・備品の購入等を行う事業	保育所等

別表2 第8条（補助額の算定方法）関係

1 ICT化推進事業

事業内容	補助基準額																					
① 保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入	<p>A 保育に係る計画・記録に関する機能                      B 園児の登園及び降園の管理に関する機能                      C 保護者との連絡に関する機能                      D キャッシュレス決済に関する機能</p> <p>上記の対象機能のうち、導入する機能数に応じて補助基準額を以下のとおりとする。</p> <p>&lt;端末購入等を行わない場合&gt;</p> <table border="0"> <tr> <td>1 機能を導入する場合</td> <td>1 施設当たり</td> <td>200,000 円</td> </tr> <tr> <td>2 機能を導入する場合</td> <td>1 施設当たり</td> <td>400,000 円</td> </tr> <tr> <td>3 機能を導入する場合</td> <td>1 施設当たり</td> <td>600,000 円</td> </tr> <tr> <td>4 機能を導入する場合</td> <td>1 施設当たり</td> <td>800,000 円</td> </tr> </table> <p>&lt;端末購入を行う場合&gt;</p> <table border="0"> <tr> <td>1 機能を導入する場合</td> <td>1 施設当たり</td> <td>700,000 円</td> </tr> <tr> <td>2 機能を導入する場合</td> <td>1 施設当たり</td> <td>900,000 円</td> </tr> <tr> <td>3 機能を導入する場合</td> <td>1 施設当たり</td> <td>1,100,000 円</td> </tr> </table>	1 機能を導入する場合	1 施設当たり	200,000 円	2 機能を導入する場合	1 施設当たり	400,000 円	3 機能を導入する場合	1 施設当たり	600,000 円	4 機能を導入する場合	1 施設当たり	800,000 円	1 機能を導入する場合	1 施設当たり	700,000 円	2 機能を導入する場合	1 施設当たり	900,000 円	3 機能を導入する場合	1 施設当たり	1,100,000 円
1 機能を導入する場合	1 施設当たり	200,000 円																				
2 機能を導入する場合	1 施設当たり	400,000 円																				
3 機能を導入する場合	1 施設当たり	600,000 円																				
4 機能を導入する場合	1 施設当たり	800,000 円																				
1 機能を導入する場合	1 施設当たり	700,000 円																				
2 機能を導入する場合	1 施設当たり	900,000 円																				
3 機能を導入する場合	1 施設当たり	1,100,000 円																				

	4機能を導入する場合   施設当たり   1,300,000円
② 通訳や翻訳のための機器の導入	施設当たり   150,000円

## 2 安全対策事業

事業内容	補助基準額
① 睡眠中の事故防止対策に必要な機器	施設当たり   500,000円
② ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業	施設当たり   200,000円
③ 性被害防止対策のための設備・備品の購入等を行う事業	施設当たり   100,000円

別表3 第9条（交付申請）及び第11条（実績報告）関係

### 1 ICT化推進事業

事業内容	提出書類（交付申請）	提出書類（実績報告）
① 保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>システム及び機器導入に係る費用の見積書、見積額内訳明細書</li> <li>システム及び機器に搭載されている機能等を詳細に確認できる資料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>システム及び機器導入に係る費用の領収書等</li> <li>システム及び機器の仕様について確認できる資料</li> <li>納品書</li> </ul>
② 通訳や翻訳のための機器の導入	同上	同上

### 2 安全対策事業

事業内容	提出書類（交付申請）	提出書類（実績報告）
① 睡眠中の事故防止対策に必要な機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器等導入に係る費用の見積書、見積額内訳明細書（個数が確認できること）</li> <li>機器等に搭載されている機能等を詳細に確認できる資料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器等導入に係る費用の領収書等（個数が確認できること）</li> <li>機器等の仕様について確認できる資料</li> <li>納品書</li> </ul>

② ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業	同上	同上
③ 性被害防止対策のための設備・備品の購入等を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業実施が分かるもの</li> <li>• 設備及び物品に係る費用の見積書、見積額内訳明細書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業実施が分かるもの</li> <li>• 設備及び物品に係る費用の領収書等</li> </ul>

上表の書類の他、市長が必要と認める書類がある場合は、別途提出を要する。